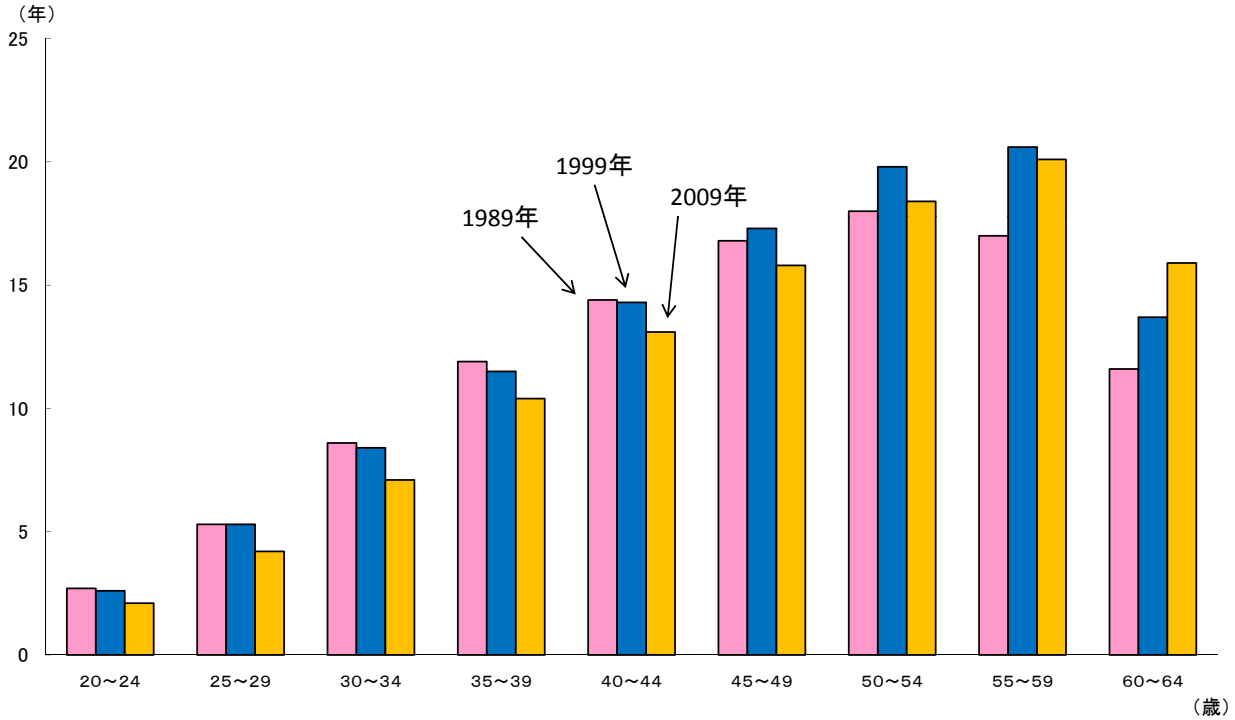


図表41 年齢階級別勤続年数の推移

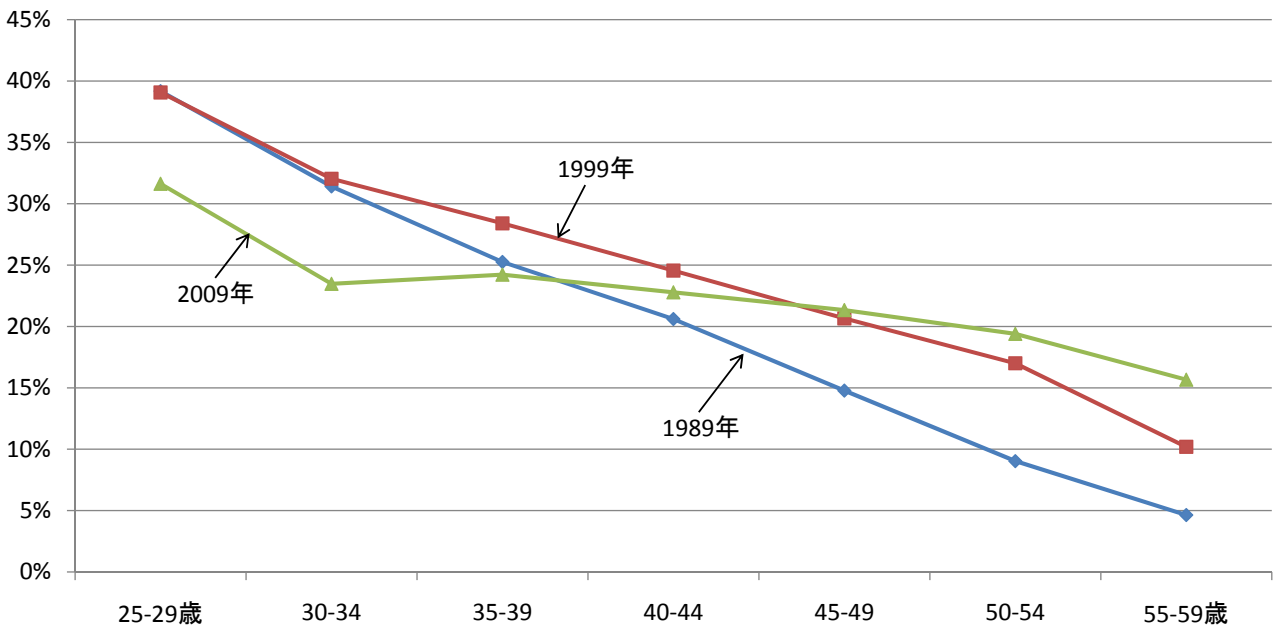
○ 20～44歳までは勤続年数が減少傾向にあるが、55歳以上は増加傾向にある。



(資料出所)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
 (注)全労働者(パート労働者も含む)を対象としている。

図表42 学卒後同一企業に継続勤務する労働者の割合

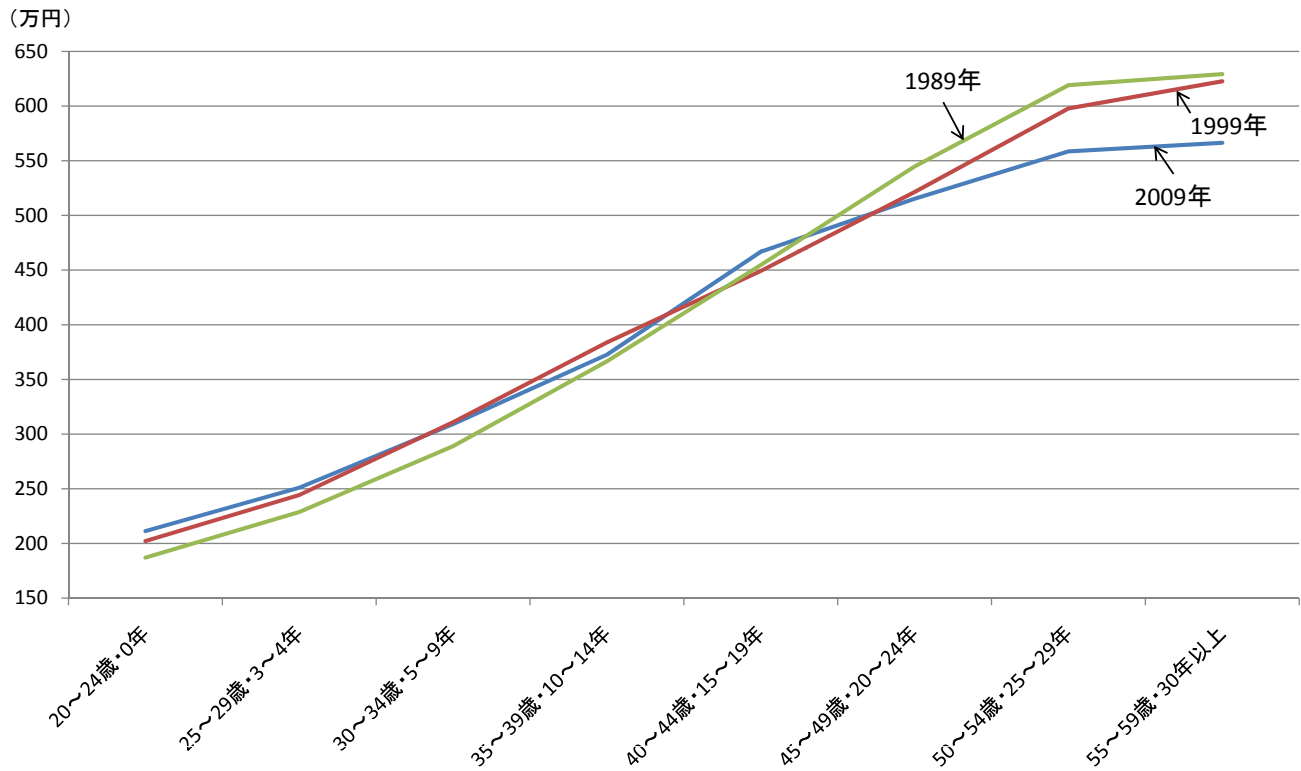
○ 近年若年層では低下しているが、45歳以上では上昇している。



(資料出所)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
 (注)標準労働者ノ一般労働者。
 一般労働者とは、常用労働者のうちパートタイム労働者でない者を指す。
 標準労働者とは、学校卒業後直ちに企業に就職し、同一企業に継続勤務しているとみなされる労働者のうち次の条件に該当する者とする。
 中学卒:年齢から勤続年数を差し引いた数……15
 高校卒:年齢から勤続年数を差し引いた数……18
 高専・短大卒:年齢から勤続年数を差し引いた数……20
 大学卒:年齢から勤続年数を差し引いた数……22, 23

図表43 男性大卒労働者の所定内給与額

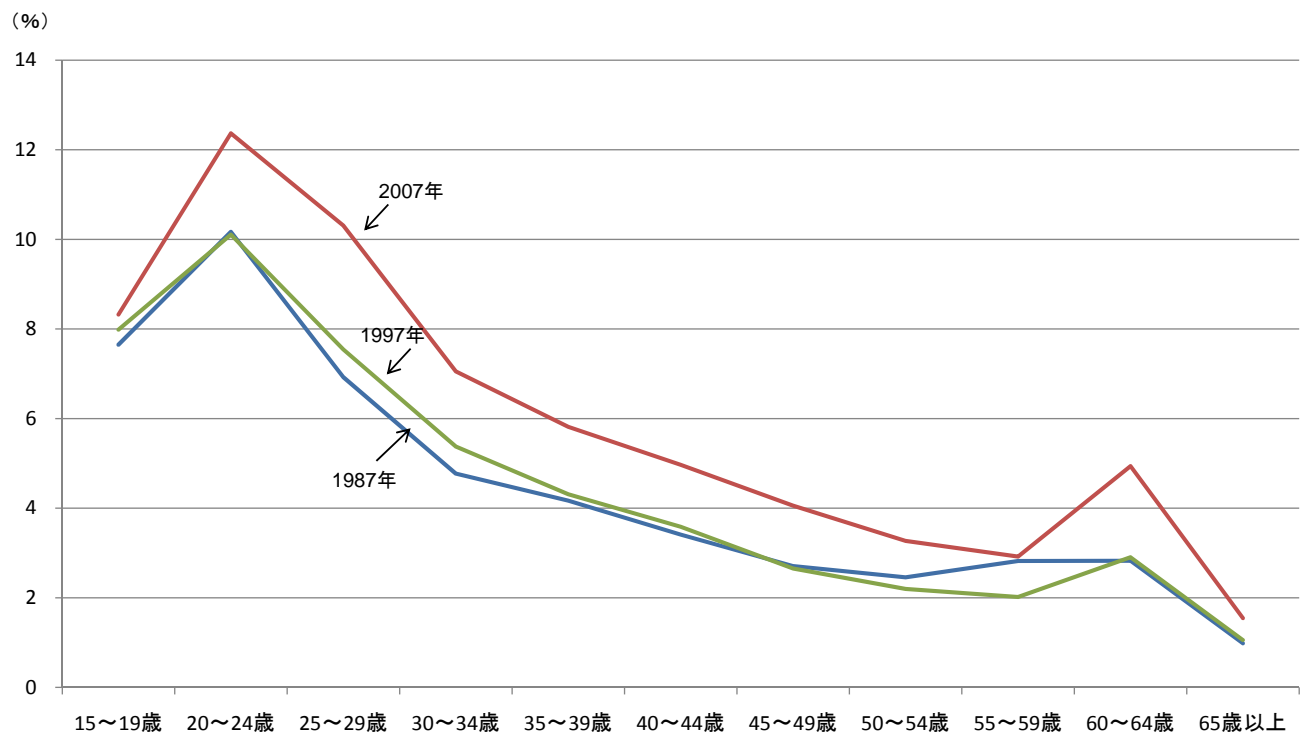
○ 賃金は、勤続年数とともに上昇している。ただし、近年はそのカーブが緩やかになっている。



(資料出所)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、総務省「消費者物価指数」
 (注) 1. 1989年は「旧大・新大卒」、2009年は「大卒・大学院卒」の数値。
 2. 数値は、消費者物価指数で除したもの。

図表44 転職率の推移

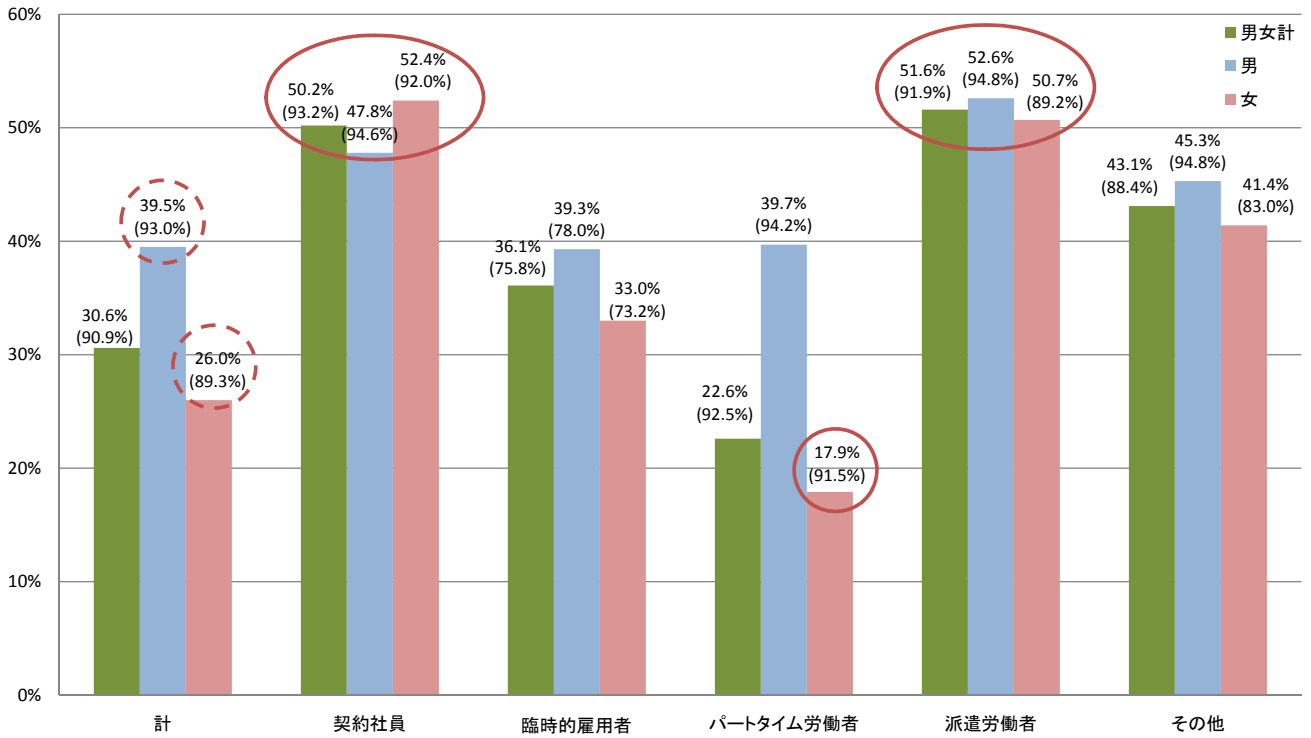
○ 近年、各年齢層で転職率は上昇している。



(資料出所)総務省「就業構造基本調査」
 (注) 転職率は、有業者(ふだん収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日以降もしていくことになっている者及び仕事は持っているが現在は休んでいる者)に転職者(1年前の勤め先(企業)と現在の勤め先が異なる者)が占める割合。

図表45 他の就業形態に変わりたいとする者の割合(性別・雇用形態別)

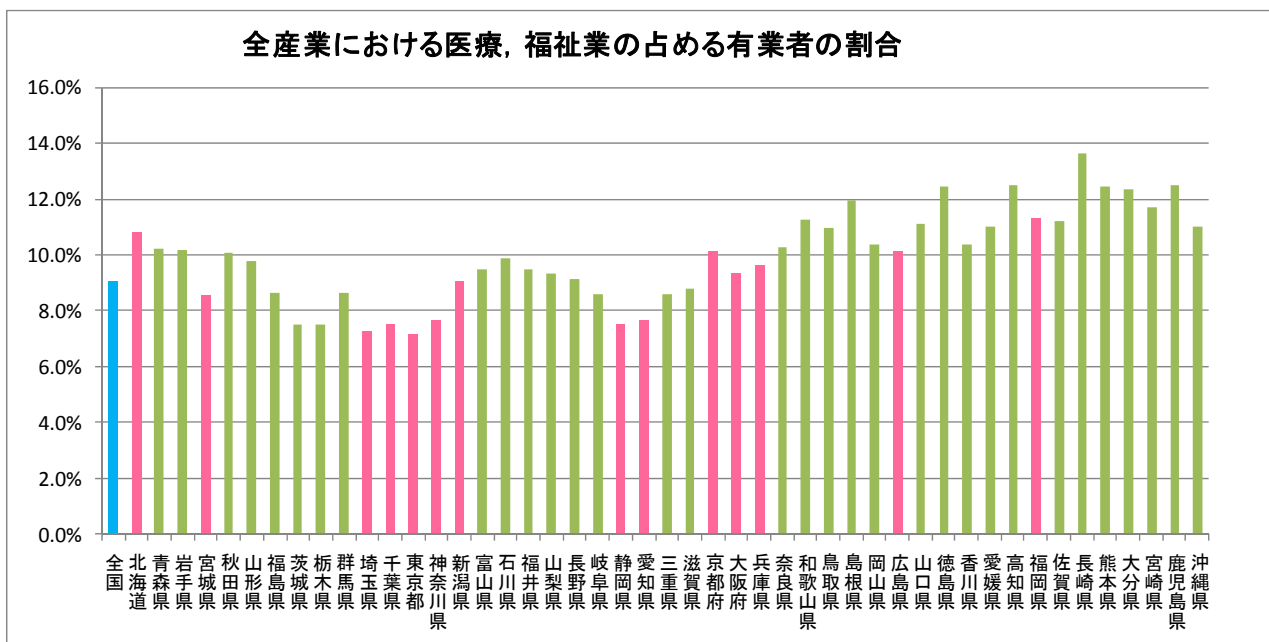
- 性別では、男性で他の就業形態に変わりたいとする者の割合が高い。
- 雇用形態別では、契約社員、派遣労働者で他の就業形態に変わりたいとする者の割合が高く、男女の差も小さいが、女性のパートタイム労働者では低い。



(資料出所)厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」(2007)
 (注) ()は他の就業形態に変わりたいとする者のうち、正社員になりたい者の割合

図表46 都道府県別全産業における医療・福祉業の占める有業者の割合

- 医療・福祉業の占める有業者の割合は約7~14%と、都道府県で見ればらつきがある。



(資料出所)総務省「就業構造基本統計調査」(2007)
 (注) 人口80万人以上(平成17年国勢調査)の政令指定都市が所在している道府県と東京都を桃色で表している。

図表47 NPO法人の雇用の状況

- NPO法人1事業体あたりの平均人数は約37.3人となっており、そのうち有給職員は約7.0人、ボランティアは約21.5人となっている。
- 正規職員のうち年間収入300万円未満の者は、全体の約7割を占めている。

現在及び団体設立時の人員規模と構成

		(平均人数:人)									
		全体 (n=1393)		介護型 (n=345)		事業型 (n=323)		中間型 (n=369)		アドボカシー型 (n=330)	
		現在	設立時	現在	設立時	現在	設立時	現在	設立時	現在	設立時
役員	無給役員	8.0	7.5	5.5	5.5	8.3	8.1	8.7	8.1	9.5	8.4
	有給役員	0.8	0.5	1.6	1.0	0.8	0.5	0.6	0.4	0.2	0.4
有給職員	正規職員	2.3	0.9	5.1	1.8	1.8	0.6	1.5	0.6	0.7	0.4
	非正規職員	4.6	1.5	11.8	3.6	3.7	1.1	2.1	0.7	0.6	0.4
	出向職員	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1
ボランティア	有償ボランティア	6.6	4.7	2.5	1.6	8.7	4.2	13.0	11.3	2.2	1.2
	無償ボランティア	14.9	11.5	4.6	4.5	12.9	10.0	19.7	16.1	23.4	15.8
全体		37.3	26.7	31.2	18.1	36.2	24.6	45.7	37.3	36.8	26.6

注) NPO法人の事業形態によって、以下の4タイプを想定。ここで、事業型においては、介護収入を財源とするNPOの特徴の有無を確認するために、介護型を事業型から分離し別タイプとしている。

・介護型: 事業の形態が「事業型(有料・有償で社会的サービスを提供するNPO)に近い」のうち、主な活動分野が「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」の団体。

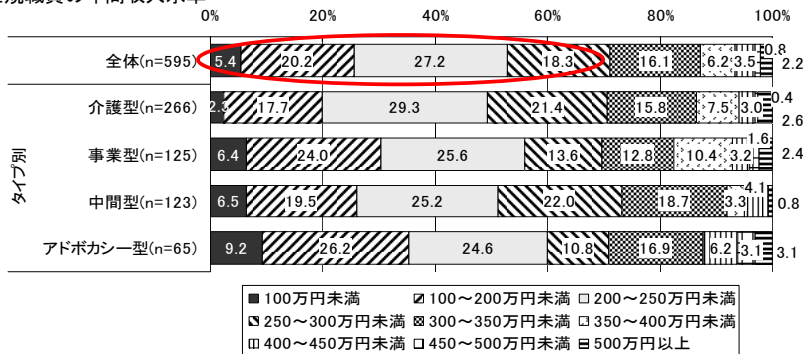
・事業型: 事業の形態が「事業型(有料・有償で社会的サービスを提供するNPO)に近い」のうち、主な活動分野が「保健・医療又は福祉の増進を図る活動以外の活動」の団体。

・中間型※: 事業の形態が「事業型、アドボカシー型のどちらとも言えない」の団体。

・アドボカシー型: 事業の形態が、「アドボカシー型(寄付やボランティアを中心に、政策提言や主義主張型の活動を主とするNPO)」の団体。

※ 中間型については、事業型とアドボカシー型の特徴を把握する際に参照するにとどめている。

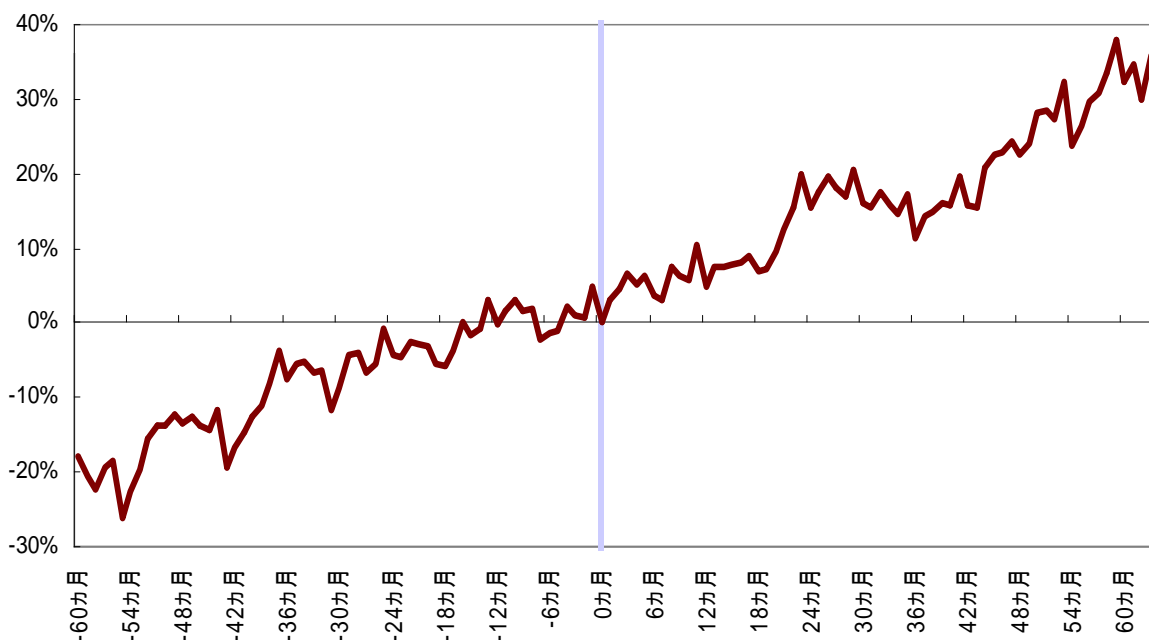
正規職員の年間収入水準



(資料出所) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「非営利法人の雇用の在り方に関する調査」(2010)

図表48 雇用を評価したパフォーマンス

均等推進企業表彰銘柄の対TOPIX超過累積リターン



(資料出所) 厚生労働省、東証のデータをもとに大和総研作成。吉野貴晶(2008)「CSRを評価する株式市場19」を参照。
 (注) 受賞時点=0ヶ月、99-07年の受賞企業120社

図表49 被扶養者の税・社会保障制度

○ 被扶養者は年収103万円、130万円を区切りとして、税や社会保障制度の対象となる。

被扶養者のパート収入と税(一例)

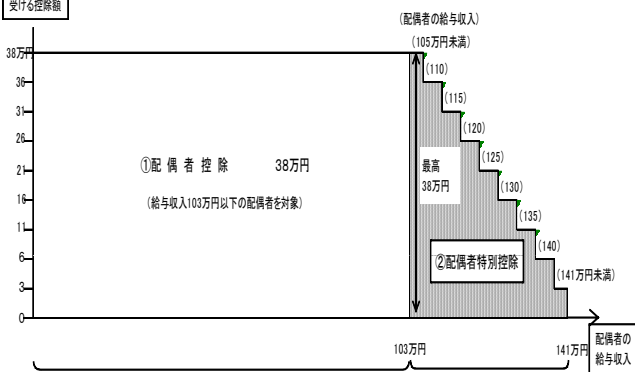
妻のパート収入	夫の税金				妻の税金	
	配偶者控除		配偶者特別控除		所得税	住民税(所得割)
	所得税	住民税	所得税	住民税		
103万円以下	○	○	×	×	かからない	100万円以下はかからない
103万円超141万円未満	×	×	○↓ △	○↓ △	かかる	かかる
141万円以上			×	×		

※記号の説明 ○:受けられる、△:収入に応じて減少、×:受けられない

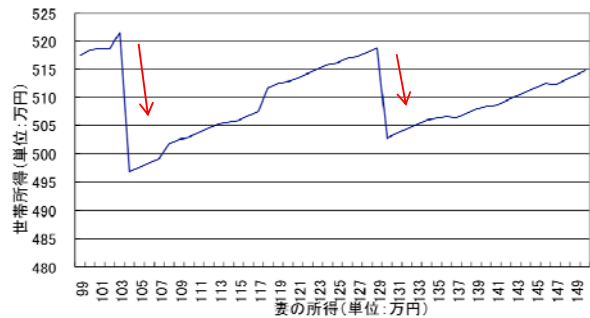
被扶養者の厚生年金、健康保険適用の有無

所定労働時間・日数		適用の有無
通常労働者の3/4以上		被保険者として適用対象
通常労働者の3/4未満	年収130万円以上	適用対象外 (国民年金、国民健康保険に加入)
	年収130万円未満	被扶養者として適用対象

配偶者控除・配偶者特別控除(所得税)について



税・社会保障制度が世帯所得に与える影響

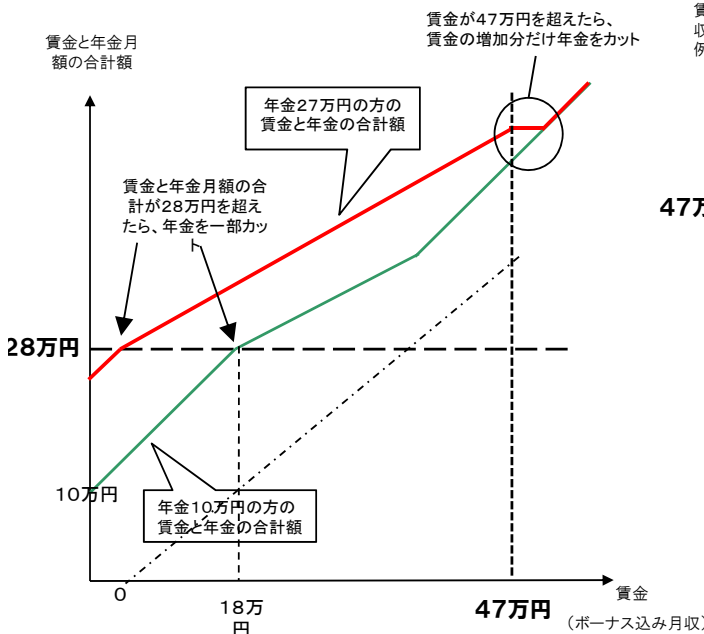


出典:日韓非正規労働フォーラム2009報告論文(主催:日・韓非正規労働フォーラム2009組織委員会)
夫の年収を500万円に固定し、妻が労働時間を増やし、夫婦合算の税引後の手取り所得の変化

図表50 在職老齢年金制度

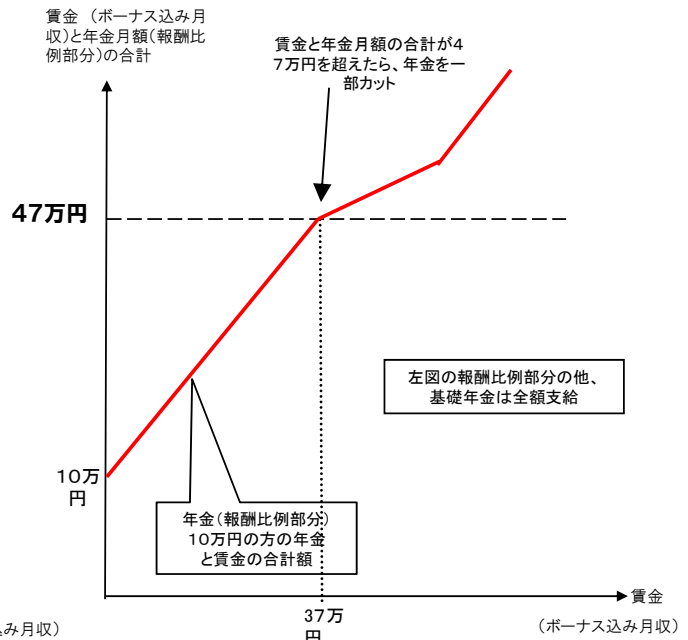
60~64歳の在職老齢年金制度

- 賃金(ボーナス込み月収)と年金の合計額が28万円を上回る場合は、賃金の増加2に対し、年金額1を停止。
- 賃金(ボーナス込み月収)が47万円を超える場合は、賃金が増加した分だけ年金を停止。



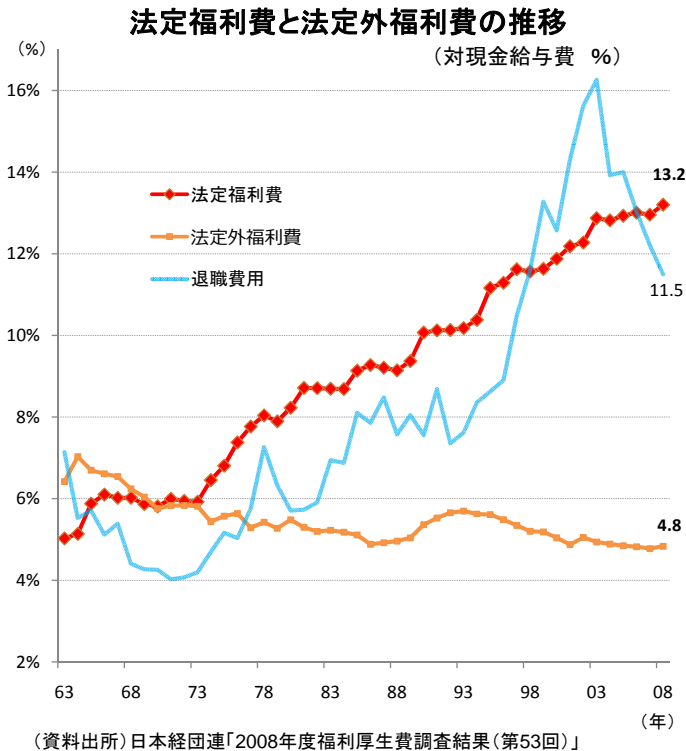
65歳以上の在職老齢年金制度

- 基礎年金は全額支給する。
- 賃金(ボーナス込み月収)と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が47万円を上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額(報酬比例部分)1を停止。



図表51 企業の福利厚生費の現状と方向性

○ 法定福利費は年々増加傾向にあり、法定外福利費は減少傾向にある。また、法定外福利費についてはこれまでの現物給付から、「人(従業員)」への施策へと変化してきている。



企業の法定外福利費の動向

○ 現物給付施策

ハコモノ

例) 社宅、独身寮、娯楽施設 等

特色 : 初期投資が高いうえ、固定的なランニングコスト負担、何より地価の長期的な下落により含み益への期待ももてなくなった。



○ 人への施策

ヒトモノ

例) 人間ドッグ、メンタルヘルス、長期休暇、資格取得支援 等

特色 : 比較的短期的に労働生産性などの経営的效果が期待できるものや、人材の定着性に直結する問題への対応。

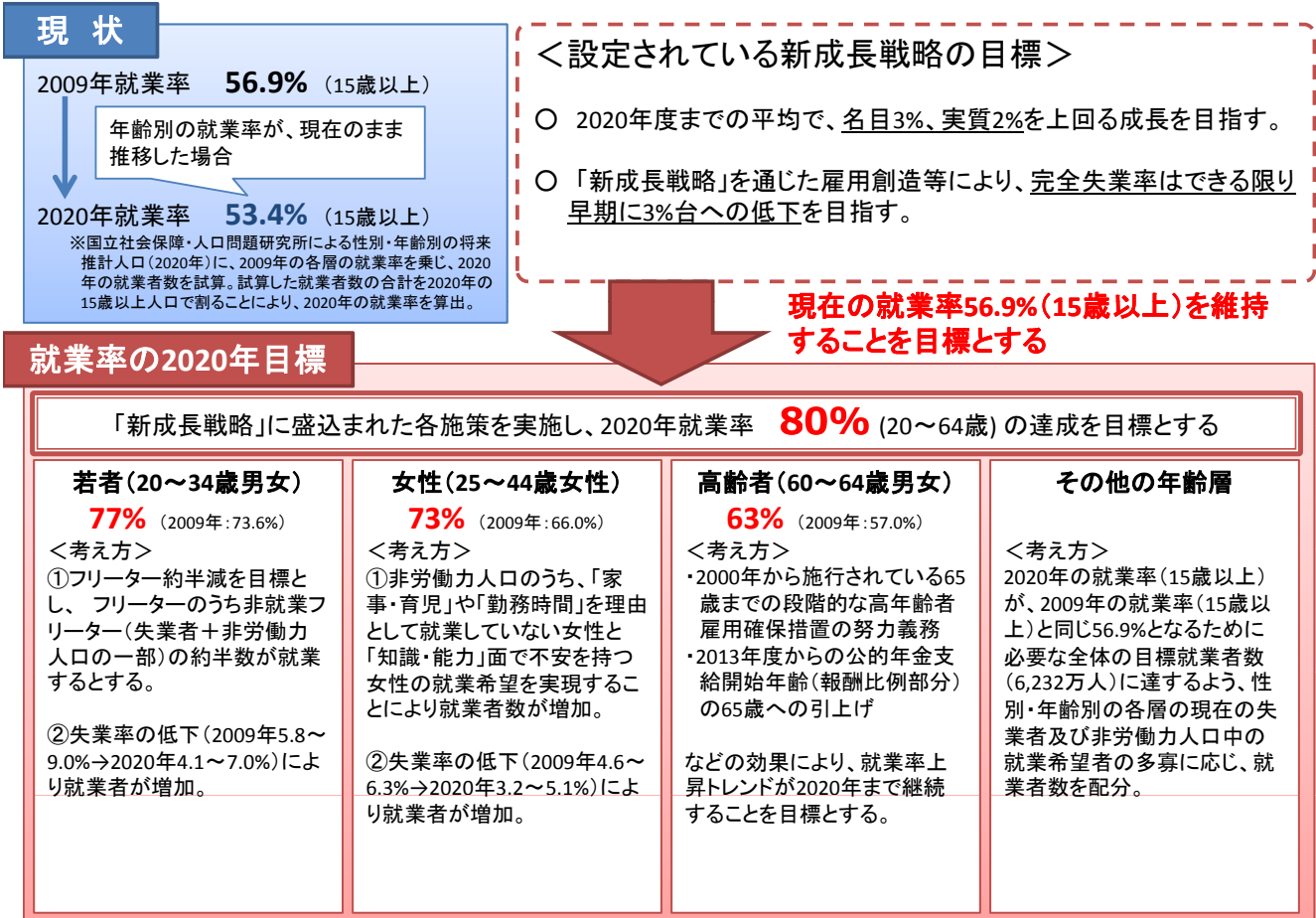
(資料出所) 明治安田生活福祉研究所「人口減少社会における企業の福利厚生制度のあり方研究会 定量調査」(2007)より分析

図表52 新成長戦略(2010年6月18日閣議決定)に掲載された「雇用・人材戦略」の2020年までの目標

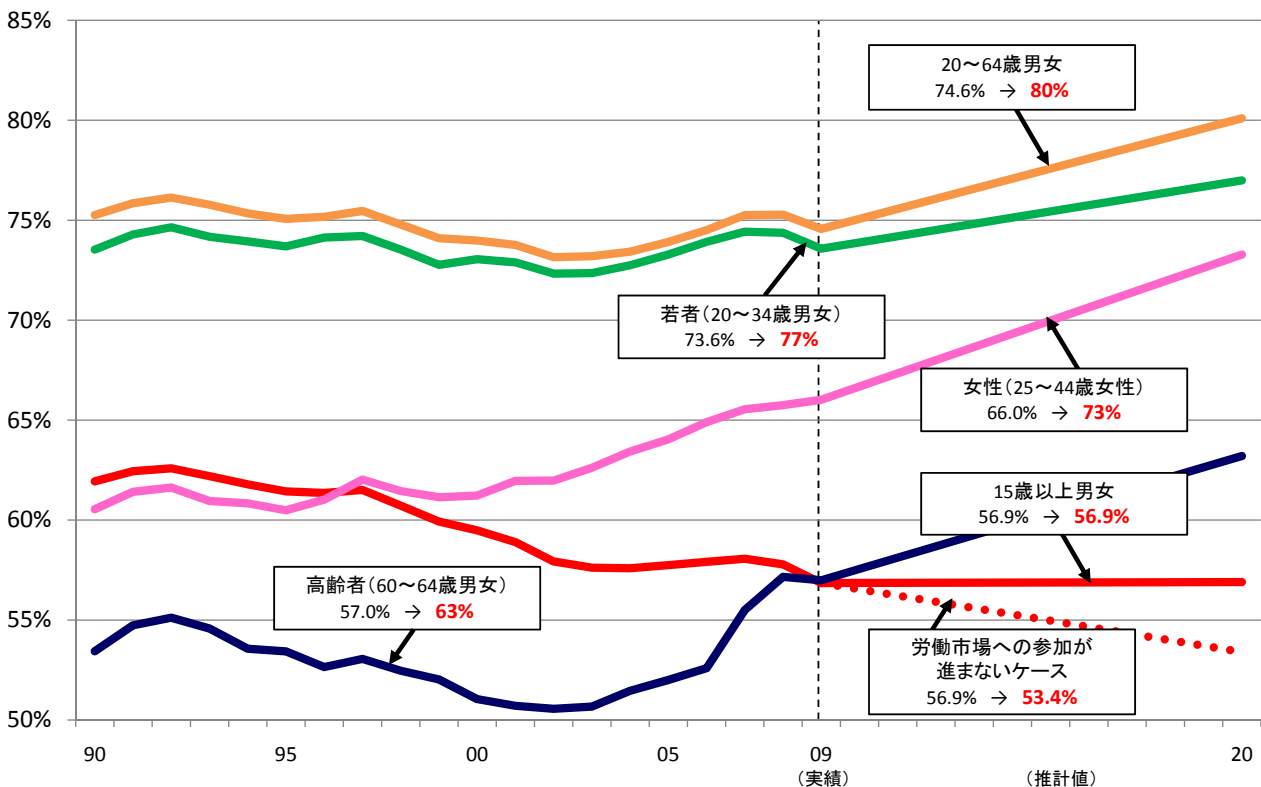
項目	現在値(直近の値)	2020年までの目標値
①20~64歳の就業率	74.6%(2009年)	80%
②15歳以上の就業率	56.9%(2009年)	57%
③20歳~34歳の就業率	73.6%(2009年)	77%
④フリーター数の約半減(ピーク時比) ※ピーク時217万人(2003年)	約178万人(2009年)	124万人
⑤ニートの縮減 ※現在のニート数63万人(2009年)		サボステによるニートの就職等進路決定者数:10万人 ※2011年度~2020年度の10年間の総計
⑥25歳~44歳までの女性就業率	66%(2009年)	73%
⑦第1子出産前後の女性の継続就業率	38%(2005年)	55%
⑧男性の育児休業取得率	1.23%(2008年)	13%
⑨高齢者の就業率の向上	60歳~64歳:57.0%(2009年)	60歳~64歳:63%
⑩障がい者の実雇用率	1.63%(56人以上規模企業)(2009年6月1日現在)	1.8%
⑪国における障がい者就労施設等への発注拡大	2.9億円(2008年度)	8億円
⑫職業分野ごとに求められる能力等に対応した教育システム(学習しやすい教育プログラム、質の保証)の構築	-	-
⑬ジョブ・カード取得者	22.4万人(2008年度~2009年度)	300万人
⑭公共職業訓練受講者の就職率	施設内訓練:73.7%(2008年度) 委託訓練:63.2%(2008年度)	施設内訓練:80% 委託訓練:65%
⑮自己啓発を行っている労働者の割合	正社員:42.1%(2008年度) 非正社員:20.0%(2008年度)	正社員:70% 非正社員:50%
⑯専修学校における社会人の受入れ総数	5.1万人(2006年) 注1)	15万人(2006年→3倍) 注1)
⑰大学への社会人入学者数	4.5万人 注2)	9.0万人 注2)
⑱インターンシップ等を実施している大学の実施率	67.7%(平成20年度)	100% 注3)
◎『最低賃金引上げ』	713円(全国加重平均)(2009年) 791円(全国最高)(東京都 2009年) 629円(全国最低)(佐賀県、長崎県、 宮崎県、沖縄県 2009年)	全国最低800円 全国平均1000円
⑲年次有給休暇取得率	47.4%(2008年)	70% 注4)
⑳週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10%(2008年)	5割減
21.労働災害発件数	119,291件(2008年)	3割減
22.メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合	33.6%(2007年)	100%
23.受動喫煙のない職場	46%(2007年) 注5)	実現

(資料出所) 内閣府 雇用戦略対話 第4回(2010年6月3日)配付資料を基に作成
注1) 委託訓練などの短期プログラムへの参加を含む。
注2) 短期の教育プログラム(履修証明プログラム受講者や科目等履修生)への参加を含む。
注3) 医療系・教員養成系など、実習を伴う資格の取得を目的とした大学は除く。
注4) 希望する労働者が年次有給休暇を取得できる社会を目指す。
注5) 「全面禁煙」、「喫煙室を設けそれ以外を禁煙」のいずれかの措置を講じている事業所の割合。

図表53 就業率の目標設定の考え方



図表54 新成長戦略の就業率目標



(参考資料)実績値は総務省「労働力調査」による。目標値は(独)国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」を用いて試算。
 (注)就業率の目標は、新成長戦略において、2020年度までの平均で名目3%、実質2%を上回る成長、失業率についてできる限り早期に3%台に低下すること、等の目標が、各々達成されることが前提であり、経済情勢の変化等に応じて、変更することがあり得る。